○稲城市ナラ枯れ対策事業補助金について

補助対象事業

稲城市内の民有地におけるナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害の拡大を 抑制するため、未被害若しくは微被害のナラ枯れに対し枯死を防ぐための 予防又はナラ枯れ被害にあった樹木の殺虫・処理等による駆除を、それら が可能な業者に委託し実施する事業であること

補助対象者

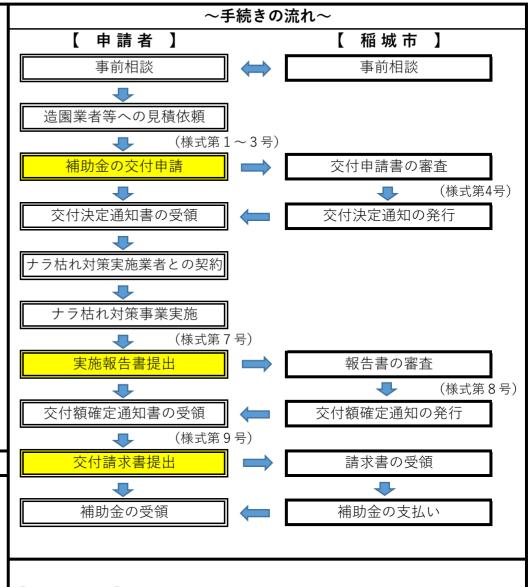
稲城市内に土地を所有し、又は管理する者(営利を目的とする法人を除 く。)で、当該土地に係る補助対象事業を行う者であること

補助対象となる対策事業及び補助金の額

X	分	補助の対象となる対策事業	補助金額及び限度額
予	防	樹幹注入(殺菌剤の注入)	対策事業に要する経費
		粘着剤・殺虫剤散布	とし、20万円を超えな
		資材・粘着シート被覆	い額とする。
馬区	除	伐採(破砕・割財等処理)	対策事業に要する経費
		※伐採は、ナラ枯れ被害により	に2分の1を乗じた額
		枯死し、倒木、落枝等のおそれ	とし、20万円を超えな
		のある樹木を対象とする。	い額とする。
		伐倒くん蒸、立木くん蒸、おと	
		り丸太法、おとり木トラップ法	

注意事項

- ①補助金の交付を受けるには、ナラ枯れ対策事業を実施する業者との契約 前に補助金の交付申請を行う必要があります。
- ②同一年度における交付申請は1回限りとします。
- ③交付申請は、当該年度の12月の第4金曜日までとします。 ※交付申請の期限内であっても予算額を超えた場合は次年度になります。
- ④交付決定後に、当該事業を変更又は中止するときは、変更交付申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。
- ⑤完了実績報告書は、当該年度の2月の第4金曜日までとします。
- ⑥稲城市ナラ枯れ対策事業補助期間 令和4年6月から令和6年3月末まで



【問い合わせ先】

稲城市 都市環境整備部 緑と環境課 緑と公園係 Tel 0 4 2 - 3 7 8 - 2 1 1 1 内線 3 5 2 · 3 5 3 メールアト・レス midori-kankyou@city.inagi.lg.jp